

目的

東京2020大会を見据え、都民及び事業者が障害者への理解を深め、障害者差別を解消するための取組を進めることで、障害の有無によって分け隔てられることのない、共生社会・ダイバーシティの実現を目指す。

条例の概要(案)

1 事業者による「合理的配慮の提供」を義務化

- 事業者に対して「合理的配慮の提供」を義務付ける。
(※法は努力義務)

2 情報保障の推進・言語としての手話の普及

- 情報保障を推進するとともに、手話は言語であるとの認識に基づき、手話の普及に努める。

3 専門相談体制の整備

- 専門相談機関(広域支援相談員)を設け、障害者・事業者双方から相談を受け付ける。

4 紛争解決の仕組みの整備

- 紛争事案を解決するため、第三者機関(調整委員会)によるあっせんの手続きを設ける。
- 悪質な場合、知事は「勧告」、「公表」を行う。
(※ 法は「勧告」まで)

検討状況

1. 条例検討部会【29年3月設置】・・第8回まで開催
2. 当事者団体ヒアリング【29年4月】・・22団体に対して実施
3. 事業者団体ヒアリング【29年7月】・・15団体に対して実施
4. 個別ヒアリング【29年8~10月】
不動産・教育分野、中小企業等22団体に対して実施

今後のスケジュール(予定)

- H29年12月～H30年1月・・パブリックコメントの実施
(12月20日プレス発表予定)
- 平成30年6月・・条例案の提案(第二回定例会)
- 平成30年10月1日・・条例の施行